

報道関係各位

2024年11月6日  
一般社団法人 日本サッシ協会

サッシ・ドア業界物流における納品条件適正化に向けて  
～日本サッシ協会から流通事業者様向け啓発チラシの発行～

一般社団法人 日本サッシ協会（東京都港区、理事長：平能正三）は、物流の2024年問題（トラックドライバーの時間外労働の上限規制により、輸送能力の不足が起こることが懸念される課題）に対し、業界内における納品条件適正化に向け、「物流危機を回避して持続可能な商品供給を継続するために」と題した啓発チラシを発行しました。

サッシ・ドアといった建材商品の物流が抱える様々な課題に対応し、効率化・適正化を図るためには、発荷主事業者と着荷主事業者が協調して、従来の商習慣や納品条件の適正化を図る必要があります。このため日本サッシ協会としても「フィジカルインターネット実現会議 建材・住宅設備 WG（事務局：経産省、国土交通省）に一般社団法人 日本建材・住宅設備産業協会、他業界団体とともに参画し、「建材・設備物流における納品条件適正化に向けたガイドライン」のとりまとめ、普及に努めてきました。

今回、ガイドラインに沿ったサッシ・ドア業界内にむけた啓発チラシを作成・活用することにより、発・着の荷主事業者を含むサッシ・ドア建材のサプライチェーン関係者間の共通認識の醸成を進めてまいります。報道関係者の皆様には、本活動の円滑な遂行のためにも本活動の周知や普及啓発にご協力を賜りますようお願いいたします。

【納品条件適正化に向けた啓発内容】

- ・ 配送用トラックとドライバーの効率化の推進
- ・ 適正な取引（運賃範囲の明確化等）の推進

【具体的な協力をお願い】

- ・ 着荷主様による荷受け作業のお願い
- ・ 着時間幅確保のお願い
- ・ 納入先情報の制度向上
- ・ 適正な運賃・料金のご負担のお願い

【業界向け啓発チラシ】

[https://www.jsma.or.jp/Portals/0/images/publication/pamphlet/logistics\\_issues202411.pdf](https://www.jsma.or.jp/Portals/0/images/publication/pamphlet/logistics_issues202411.pdf)

【建材・住宅設備業界における物流の適正化・生産性向上に向けた自主行動計画】

<https://www.kensankyo.org/business/logisticsguidelines.html>

日本サッシ協会は、開口部用建材に関する性能・仕様の普及啓発、技術・品質及び規格に関する調査研究とともに、サッシ・ドア建材流通における契約標準化講習等、各種活動によりサッシ・ドア業界の健全な発展と国民の住環境の向上に貢献してまいります。



物流チラシ QR コード

<本件に関するお問い合わせ先> 一般社団法人 日本サッシ協会

代表電話：03-6721-5934 / 担当：山本 [yamamoto@jsma.or.jp](mailto:yamamoto@jsma.or.jp)

日本サッシ協会 HP：<https://www.jsma.or.jp/>

日本サッシ協会から流通事業者様へのご協力とお願い

# 物流危機を回避して 持続可能な商品供給を継続するために

荷主の理解・協力を得て、トラックドライバーの働き方改革・法令遵守を進められるようにするための改正が行われました

## 改正貨物自動車運送事業法〈荷主関連部分〉

トラック運送事業ではドライバー不足が深刻化しており、我が国の国民生活や産業活動を支える物流機能が滞ることのないようにするためには、**ドライバーの長時間労働の是正等の働き方改革を進め、コンプライアンスが確保できるようにする必要があります。**

そのためには、荷主や配送先の都合による長時間の荷待ち時間や、ドライバーが労働時間のルールを遵守できないような運送の依頼等を発生させないことが重要であり、**荷主の理解と協力が必要不可欠**です。

※「荷主」には着荷主（流通事業者様）や元請事業者（メーカー）も含まれます。

トラック運送事業者はトラックドライバーに以下の**労働時間のルール**を守らせる必要があり、**違反した場合は処分**を受けることになります

● 労働時間のルール「改善基準告示」 <small>厚生労働大臣が定めた基準です</small>	
<b>拘束時間</b> <small>(始業から終業までの時間)</small>	<b>1日 原則 13時間以内、最大15時間以内</b> 宿泊を伴う長距離運行は週2回まで15時間 (14時間超は1週間2回以内) <b>1か月 原則 284時間以内</b>
<b>休息期間</b> <small>(勤務と次の勤務の間の自由な時間)</small>	<b>継続11時間以上を基本とし、継続9時間以上</b>
<b>運転時間</b>	<b>2日平均で、1日あたり9時間以内</b> <b>2週間平均で、1週間あたり44時間以内</b>
<b>連続運転時間</b>	<b>4時間以内</b>

抜粋：国土交通省HP 改正貨物自動車運送事業法事業法（荷主関連部分リーフレット）<https://www.mlit.go.jp/common/001296713.pdf>

## ① 配送用トラックとドライバーの効率化を進めます。

ここに注目！

### 待ち時間

そもそも待ち時間は、トラック運転者が提供する**「ものを運ぶ」という価値に結びつかない時間**

実態調査では、待ち時間が、平均で1時間45分もあることが明らかになりました。また「待ち時間のない運行」と「待ち時間のある運行」を比較した場合平均拘束時間に、1時間53分もの時間差があることも明らかになりました。

### 運転時間

運転時間は、**トラック運転者の主作業の時間**

「待ち時間のない運行」「待ち時間のある運行」のいずれも、拘束時間の**約50%が運転時間で占められている**ことが明らかになりました。

### 荷扱い時間

荷扱い時間は、**トラック運転者の積み込み作業や荷卸し作業の時間**です。

実態調査では、**荷扱い時間が平均で約2時間45分もある**ことが明らかになりました。

### 附帯他時間

附帯時間は、トラック運転者が**荷扱い以外に実施しているさまざまな附帯作業の時間**です。例えば検品や仕分け作業、荷造り等の作業が該当します。

実態調査で、平均の付帯作業時間は他の時間分類ほど長くはないものの、**附帯作業が長時間となっているケースもある**ことが明らかになりました。

## ② 適正な取引を推進します。

### 「適正な取引関係とは？」

運賃の範囲を明確にし、トラック運転者の積み込み作業や附帯作業、待機に対して**料金として別建て**で支払う。

〔改正内容 抜粋〕

- 荷主が運送依頼をする際に作成する運送状等の記載事項について、「待機時間料」「積み込料」「取卸料」等の料金の具体例を規定。

ここに注目！

適正な運賃/料金収受に向け、平成29年に標準貨物自動車運送約款が改正されました。

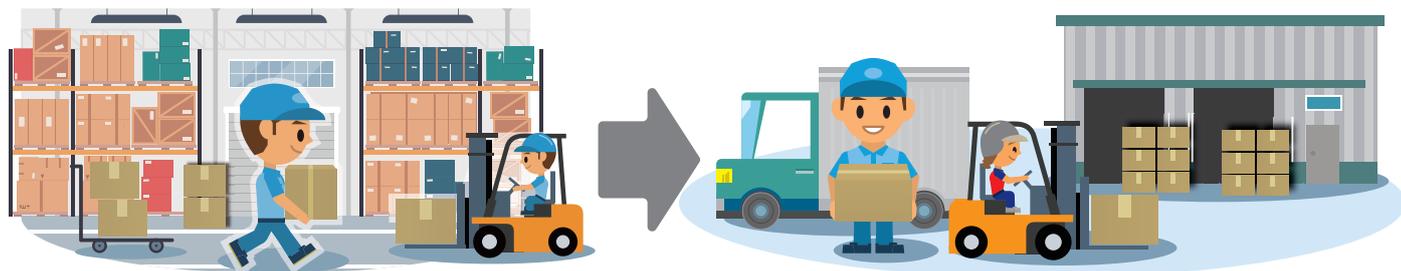


厚生労働省 改善ハンドブックより抜粋 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00014.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00014.html)

※積み込料/取卸料等

# 日本サッシ協会から具体的なご協力をお願い

## ① 着荷主様(流通事業者様)による荷受け作業のお願い。



ドライバーによる搬入・仕訳作業

着荷主様(流通事業者様)による荷受け作業

荷渡し基準は車上渡しを基本とし、軒先渡しの際は「指定場所1ヶ所降ろし」とさせていただきます。  
倉庫渡しなど、搬入作業を行う場合は、費用の適正化にご協力をお願いいたします。

## ② 着時間幅確保のお願い。



ピンポイント時間指定

着時間幅有り

ピンポイントの時間指定は配送車両が多く必要となります。  
混載輸送を増やすため、1日フリー配送にご協力をお願いいたします。

## ③ 現場届け(現場配送)の際、 納入先の情報(住所・荷受人様・連絡先)の精度向上。



現場での待機

再配送

スムーズな荷渡し

納入先からの持ち帰りや現場での待機時間が発生しています。  
納入先の情報精度の向上、荷受人様の連絡先の明記にご協力をお願いいたします。

## ④ 適正な運賃・料金のご負担のお願い。

安定配送を維持するため適正な運賃・附帯作業の料金負担についてご理解とご協力をお願いいたします。



一般社団法人  
日本サッシ協会

Japan Sash Manufacturers Association

〒105-0002 東京都港区愛宕 1-3-4 愛宕東洋ビル 7 階